

## 北海道博物館告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和8年10月8日

北海道博物館長 荒川 裕生

### 1 入札に付す事項

#### (1) 契約の名称及び数量

北海道博物館総合展示第1テーマ改修に係る展示造作等業務 一式

#### (2) 契約の目的の仕様等

業務処理要領のとおり

#### (3) 履行期限（契約期間）

契約締結日から令和9年1月31日

#### (4) 納入場所（履行場所）

札幌市厚別区厚別町小野幌53-2 北海道博物館

### 2 入札に参加する者に必要な資格

令和8年北海道博物館告示第4号に規定する「北海道博物館総合展示第1テーマ改修に係る展示造作等業務」に係る資格を有すること。

### 3 契約条項を示す場所 札幌市厚別区厚別町小野幌53-2 北海道博物館総務部総務課

### 4 入札執行の場所及び日時

#### (1) 入札場所 北海道博物館会議室

#### (2) 入札日時 令和8年10月30日（金）午前10時00分

#### (3) 開札場所 (1)に同じ

#### (4) 開札日時 (2)に同じ

### 5 入札保証金

北海道財務規則第147条第2号の規定により免除する。

### 6 契約保証金

北海道財務規則第171条第3号の規定により免除する。

### 7 郵便等による入札の可否

認めない。

### 8 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

### 9 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

### 10 契約書作成の要否

(1) この契約は契約書の作成を要する。

- (2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

## 11 その他

### (1) 無効入札

開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

### (2) 低入札価格調査の基準価格

設定していない。

### (3) 最低制限価格

設定していない。

### (4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

### (5) 入札説明の日時及び場所

ア 業務対象現場等への説明については、事前申込みとし日程調整の上、入札執行日の前日まで受け付けるものとする。

イ 下記（6）ウの電話にて申込みを行うこと。

### (6) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道博物館総務部総務課

イ 所在地 札幌市厚別区厚別町小野幌53-2

ウ 電話番号 011-898-0456

### (7) 前金払

前金払はしない。

### (8) 概算払

概算払はしない。

### (9) 部分払

部分払はしない。

### (10) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

### (11) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

### (12) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

### (13) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この

契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(14) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。